

令和元年度 年末年始無災害運動実施要領

1 趣 旨

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、事業場等の取組促進を図る趣旨で、昭和 46 年から厚生労働省の後援のもと中央労働災害防止協会が主唱する運動で、本年度で 49 回目を迎える。

わが国の労働災害は、産業・就業構造の第三次産業へのシフト、高齢労働者の増加などを背景に、その発生状況も変化してきた。平成 30 年は、死亡者数こそ前年を下回ったが、死傷者数は 3 年連続の増加となった。大きな要因のひとつが、第三次産業における休業 4 日以上災害が大幅に増えていることである。特に小売業、飲食店での「転倒」、社会福祉施設での「動作の反動・無理な動作（腰痛等）」の増加が目立つ。

転倒や腰痛は、高齢になるほど重症化しやすく、忙しい時ほど発生しやすい傾向にある。労働者死傷病報告を基にした労働災害分析データでも、50～59 歳、60 歳以上の被災が他の年齢層を大きく上回り、全体の 50% を占めている。第三次産業だけでなく、あらゆる業種・業態に共通の課題として、日々の作業や安全衛生教育の中で注意を促し、災害を未然に防ぎたい。

健康面では、働き方改革関連法の施行に伴う労働安全衛生法改正により、過重労働やメンタルヘルス不調など健康リスクの高い状態にある労働者を見逃さないため「産業医・産業保健機能の強化」が図られた。また、労働施策総合推進法の改正により、職場におけるハラスメント防止対策も強化されることとなる。従業員の健康障害やメンタルヘルス不調を未然に防ぐとともに、気軽に相談ができる体制を整備するなど、一層の配慮が求められる。

さらに、毎年約 1,000 件の製造・輸入届出がある化学物質については、規制対象物質にとどまらず、危険有害性が不明な化学物質を含めて、ばく露低減措置と教育の徹底が必要である。

職場の安全と健康を確保するためには、経営者、労働者双方が改めて安全衛生意識を高め、経営トップの強い決意のもとで、災害のない職場づくりに取り組むことが重要となる。しっかり計画を立て、一丸となって安全衛生活動を推進したい。

年末年始は慌ただしい中での大掃除や機械設備の保守点検・始動等の作業が多くなるほか、積雪や凍結による転倒等の危険が増す。各事業場においては、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、非定常作業における安全確認の徹底、高所作業におけるフルハーネス型墜落制止用器具の整備を含めた保護具の点検の実施、労働者の健康状態の確認などに全員で取り組むことが一層重要となる。

令和となって初めての年末を、皆で力を合わせて無事に締めくくり、明るい新年を迎えられるよう、安全・健康への思いを新たにしたい。

このような状況を踏まえ、本年度の年末年始無災害運動は、

「令和最初の年末年始 安全健康 心に誓う」

を標語として展開することとする。

2 実施期間

令和元年12月1日から令和2年1月15日までとする。

3 運動標語

「令和最初の年末年始 安全健康 心に誓う」

4 主唱者

中央労働災害防止協会

5 後援

厚生労働省

6 実施者

各事業場

7 主唱者の実施事項

- (1) 機関誌、ホームページ等を通じたの広報
- (2) 報道機関等を通じたの周知
- (3) リーフレット等の制作および配布
- (4) 小冊子、ポスター、のぼり等の頒布

8 事業場の実施事項

- (1) 経営トップによる安全衛生方針の決意表明
- (2) リスクアセスメントおよび労働安全衛生マネジメントシステムの導入・定着
- (3) KY（危険予知）活動を活用した非定常作業における労働災害防止対策の徹底
- (4) 機械設備に係る一斉検査および作業前点検の実施
- (5) フルハーネス型墜落制止用器具を含めた安全保護具・労働衛生保護具の点検と整備
- (6) 転倒、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ災害防止や腰痛予防対策の徹底
- (7) 火気の点検、確認など火気管理の徹底
- (8) 交通労働災害防止対策の推進
- (9) 安全衛生パトロールの実施
- (10) 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- (11) 年末時期の大掃除等を契機とした5Sの徹底
- (12) 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
- (13) 過重労働をしない・させない職場環境づくり
- (14) 健康的な生活習慣（睡眠、飲酒、食生活等）に関する健康指導の実施
- (15) インフルエンザ等の感染症予防対策の徹底
- (16) 職場のハラスメント防止につながる取り組みの推進
- (17) 自然災害等に伴う復旧・復興工事等における労働災害防止対策の推進
- (18) 安全衛生旗の掲揚および年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示
- (19) その他安全衛生意識高揚のための活動の実施